

議会基本条例特別委員会（第22回）要点録

1 日 時 平成23年8月16日(火)9:30～11:50

2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、
蔵本隆文、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聡子

3 欠席委員 なし

4 場 所 第1委員会室

5 内 容

委員長…条例審議会について。

事務局…先週水曜日の条例審議会において、担当者が条例案、制定の要旨の全文を朗読した後に、委員から法規文書としての字句を中心に指摘を受けました。

委員長…法政大学の廣瀬先生との面談結果について。

事務局…議長、正副委員長、局長、次長で先生に面会し、シンポジウムをお願いをするとともに、条例素案について解釈上の疑義を質問しました。先生の御見解は次のようなものでした。

- ・「地方自治体」…法的に問題はない。英米法的な発想の用語である。
- ・「調査機関」…「政治倫理審査会」は附属機関に他ならないが、三重県議会が条例制定に当たり「附属機関の設置が違法でない」という総務省の見解を引き出されている、附属機関の設置についての根拠規定がもう一条あったほうがよい、との御意見でした。
- ・自治基本条例との関係は制定過程により各市様々だが、構成としては自治基本条例が上にきて、その下に議会基本条例など各分野の基本条例が位置するのが自然である。
- ・正副議長選挙の透明性を確保する方法は、所信表明にとどめをさす。「しなければならない」と縛るのではなく、「表明の機会を保障しなければならない」と表現すれば、自治法とも矛盾を来さない。選挙の日よりも前に所信を表明している例としては、流山市議会がある。同市議会では、所信表明の日よりも前にマニフェストを配付している。
- ・会派での視察に関しては、チームで行うものなのだから、各人別々でなく、見解をまとめて報告書を作成し、参加者が所感を添えるのがむしろ妥当ではないか。
- ・自由討議については、小規模自治体議会では本会議での活用例もある。また、中規模以上の自治体議会においても、委員会への付託を省略された議案については、本会議での活用例がある。
- ・政策討論会の例について、A県議会がB市議会のモデルとなった事例である。
- ・議会報告会について、始めは別建ての組織で計画・立案する方がやりやすい。
- ・政治倫理条例の就業等の報告義務については、市の業務への関係の有無に関わらず、全て届けることとする方が、むしろ簡単である。

・政治倫理審査会の構成は、素案のように議員6人有識者2人が合意の得られやすい構成だと思う。議員を減らせば審査員となる議員の選考が難しくなる、とのことでした。

その他数点、条例案を御覧になってお気づきになった事項をお伺いしています。副委員長…個別の条文について、附則で「〇年〇月分から適用」とすることができることも御教示いただいた。

委員長…元議員の御意見について。

事務局…3名から御意見があり、A元議員は激的な内容、B元議員はここまで詳細に決める必要があるでしょうかという疑問の御意見、C元議員は表現上の問題を2点御指摘いただきました。1点目の「地方政府」という表現については、廣瀬先生や条例審からも指摘があり、2点目は、市民に対し義務規定を盛り込むことはいかがなものかという御意見でした。

委員長…ほかに、B委員から、浅口市議が栗山町を視察した際に、現地で行われたアンケートをいただいた。

井原市議会「市民の声を聴く会」への参加者は名簿のとおり。特別委員会以外の議員でさらに希望があれば追加する。

選挙の透明性、「別に定める」等、会派での協議をお願いしているが、「別に定める」は条例制定後に協議したい。今日は、条例等審議会、廣瀬先生や元議員の御意見を基に協議したい。次回にはパブコメ意見も加味して協議できる。

委員長…議会基本条例案に対する条例等審議会の意見について。

事務局…前文中「議員と、市長で」について、「、」があるのは議員に重きを置いた表現と考えます。

A委員…「選挙で選ばれた」は「市長」にも掛かるので「、」は不要。

委員長…「、」を取って「議員と市長とで」とする。

(了承)

事務局…前文中「監査機能及び立法機能」について、他の条文の「監視及び評価」という表現との関係はどうか、との指摘です。

I委員…「監視」がよい。

D委員…「立法機能」は外さないように。

委員長…先生は「監視及び評価機能」と助言された。

H委員…「監視及び評価機能」に置き換える。

E委員…同じ。

C委員…同じ。

G委員…同じ。

F委員…議会の役目をより表す「監視」がよい。

B委員…「監視・評価及び立法機能」がよい。

A委員…「監視及び評価並びに立法機能」がよい。

事務局…小さい結びは「及び」、大きい結びは「並びに」と表現するのがよいと考えま

す。

委員長…「監視及び評価並びに立法機能」とする。

(了承)

事務局…前文中「地方自治の権限の拡大等が予想されている中で」について、地方の権限は、既に拡大しているのではないかとの指摘です。

委員長…「地方自治の権限が拡大している中で」とする。

(了承)

委員長…前文中「市民の参加、及び」について、「及び」の前の「、」を取る。

(了承)

事務局…第2条中「地方政府」の意味があいまいではないか、との指摘でした。廣瀬先生からは御指摘とともに「自立した地方政府」とすれば団体自治も盛り込めるのでは、との御助言もいただきました。

委員長…これはC元議員からも指摘のあった項目である。「自立した地方政府」とする。

(了承)

委員長…第4条中「整合性を図る」を「整合を図る」とする。

(了承)

委員長…第6条第1項中「かつ」の後ろに「、」を挿入する。

(了承)

委員長…第11条第3項中「同法」を削る。

(了承)

事務局…第11条第4項中「陳情」は「お上に対して申し出る」という印象があるとの意見でしたが、自治法上の用語ではありません。

委員長…素案のとおり「陳情」とする。

(了承)

委員長…第12条第2項中「及び」を「、」に改める。

(了承)

委員長…第12条第4項中「議案に対する議決の賛否は、」を先頭に移す。

(了承)

I 委員…11条について、先生から「市民参加の促進」と「参画」の違いを説明するか、表現の統一が必要との指摘があった。私は、「参画」まで踏み込んでほしいとの思いから両方残して使い分けたい。

F 委員…「参画」には、中身について提言していくイメージがある。提案理由の中の「参加」も「参画」とすべきかどうか。

委員長…逐条に「参画」の意味合いを説明することもできる。

I 委員…「参画」は、より関心をもって関わることを意味する。

委員長…段階を踏んで「参加」から「参画」に移っていくものと考えてる。

F 委員…提案理由は骨子なので、「参加」、「参画」の意味を考えた上で、どちらがよいのか考えるべき。

B委員…一般的に「参加」とは、単なる出席でなく、自分の意見を持つての参加だと思ふ。

F委員…まずは「参加」してもらい、そこから深まって「参画」というとらえ方ですね。

委員長…素案のまま使い分け、逐条で「参画」の意味合いを解説することとする。
(了承)

委員長…第14条第2項中「その場合において」を「この場合において、」とする。
(了承)

委員長…第14条第3項中「対応及び経過等」を「対応、経過等」とする。
(了承)

委員長…第16条第1項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」とする。
(了承)

委員長…第16条第1項第3号中「総合計画」を「笠岡市総合計画」とする。
(了承)

事務局…第17条第1項中「基本構想及び基本計画を実現するための長期的で重要な計画」とは、「総合計画」か「その他の基本計画」どちらを指すのかという指摘です。

B委員…「笠岡市総合計画に基づく」を入れてはどうか。

D委員…全ての計画を指す。分かりにくいなら表現を変える。

H委員…素案のままでよい。

E委員…素案のままでよい。

F委員…もう少し簡略化した方がよい。

I委員…B委員と同様で、あとは推し測ってもらうしかない。

事務局…つい最近、自治法の改正で基本構想の策定義務が撤廃されました。廣瀬先生からも法との整合を図るよう指摘されました。

C委員…基本構想、基本計画は総合計画を指すと思う。

B委員…総合計画の議決が撤廃されたのか。

事務局…基本構想の策定義務が撤廃されました。

A委員…法に反しない限り、何を議決するかは、議会が必要とするものを議会で決めればよい。例えば「笠岡市総合計画を実現するための長期的で重要な計画」としては。

委員長…「笠岡市総合計画を実現するための長期的で重要な計画」とする。
(了承)

事務局…第17条第1項中「審議会等の開催状況の概要の報告」と第2項中「審議会等の資料の提出」との違いの指摘ですが、第2項は執行段階での各審議会の資料を指すと考えられますので、素案のままでよいと思います。

委員長…素案のままとする。
(了承)

事務局…第19条第3項中「働きかけ」は、誰に対する「働きかけ」なのか分からないとの意見と、その反対意見がありました。

委員長…素案のままとする。

(了承)

委員長…第22条第1項中「活かして」は常用漢字にないので、「生かして」とする。

(了承)

I委員…廣瀬先生は、政務調査費の使途については全部開示とし、結果については、直ちに現れてこないことがあるので、「積極的に説明責任を果たす」とすべきと指摘された。

委員長…附則で適用年月を定める方法もあること、また、会派としての視察の報告は1つ作成し、参加者が所感を添える方法がむしろ自然であることなど助言いただいた。

D委員…修正案でよい。

H委員…修正案でよい。

E委員…修正案でよい。

F委員…修正案でよい。

C委員…結果の説明は困難なので、不要ではないか。

委員長…質問の趣旨は、同じ会派の視察に関して、全員の報告がなければならないか、というものだった。それに対する助言が、チームとしての報告書には各自のコメントを入れる程度がむしろ自然、というものだった。

I委員…結果の一つの例として、出張結果の所感を言われたと思う。

C委員…視察した事例を笠岡市政に反映できたかは説明できない。

委員長…結果をすべて公開なら、全員の報告が要ることになりかねない。

F委員…結果とは、出張結果報告書のことなのか、それとも、市政にどのように反映できたかの効果のことなのか。

委員長…結果とは単純に報告書のことだ。

A委員…後で説明が必要な条文では困る。

C委員…報告書であれば全てでもよいのではないか。

委員長…全て公開となれば、全員報告書を書くことにもつながるという意味。

「その使途については全て公開し、結果については積極的に説明責任を果たさなければならない。」とすること。素案のままでは、がんじがらめになってしまうということだ。

F委員…視察以外に、政務調査費で本を買ってもその結果が要ることか。

委員長…この素案のままでは、本を買ったらその感想文まで要するようになりかねない。説明できにくいものもある。

D委員…修正案のように改め、後は内規の議論に合わせて行えばよい。

委員長…結果について全て開示とすれば、どうしても無理がある。

C委員…ならば「積極的に」は要らないのではないか。

I 委員…議会の意思を示し、それにふさわしい表現をするという意味だと思う。

C 委員…具体的に「積極的に」とは何を指すのか。

I 委員…都合のよいところだけでなく、求められたことに対し前向きに、という意味だ。

A 委員…「積極的に」とは、一つには「求められなくても」というのと、もう一つには「求められたら出す」というのもある。「自ら説明責任を果たす」というように変えては。

B 委員…市民が求めるものは「使途」であり、「結果」は不要ではないか。

委員長…「その使途については全て公開し、結果については説明責任を果たさなければならぬ。」とする。

(了承)

委員長…第28条第1項中「調査・法務機能」を「調査及び法務機能」とする。

(了承)

委員長…第31条第2項中「この条例及び議会に関する他の条例及び規則等」を「この条例、議会に関する他の条例、規則等」とする。

(了承)

事務局…第33条第1項中「推進しなければならない。」は、何を推進するのか分からないという意見でしたが、「議会改革を」とも読み取れるところではあります。

D 委員…「開かれた議会を」を入れる。

E 委員…同じ。

F 委員…同じ。

C 委員…同じ。

G 委員…同じ。

H 委員…素案のままでよい。

I 委員…前文、制定の要旨に合わせ「市民の参加及び開かれた議会を」を入れる。

A 委員…「議会改革に積極的に取り組むものとする。」と変更しては。

B 委員…具体化の推進なので「理念の具体化の推進のため・・・」としては。

委員長…素案のままとする。

(了承)

委員長…附則に「第20条第2項については平成24年4月分から適用する。」を追加する。

(了承)

委員長…政治倫理条例案に対する条例等審議会の意見について。

第4条第1項第5号中「受けないこと。議員の」を「受けないこと。また、議員の」とする。

(了承)

委員長…第7条第2項中「学識経験」を「識見」に統一する。

(了承)

委員長…第7条第4項中「副会長」について、副会長の役割を入れる。

(了承)

委員長…第8条第1条中「会長が招集する」について、第1回目の招集方法については、他の審議会に関する規定でも、特にただし書きを付していないものがあるようなので、このままとする。

(了承)

委員長…今回は、条例等審議会の指摘を中心に協議した。次回は廣瀬先生の御指摘、元議員ほかパブコメの御意見を踏まえて協議したい。

C委員…パブコメの状況は。

事務局…元議員以外は皆無の状況です。